

基準額

第4段階 本人及び配偶者が住民税課税もしくは、預貯金等が基準額以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計（31日分）
1	¥646 / 日	¥1,445 / 日	¥1,171 / 日	¥101,122 / 月
2	¥714 / 日	¥1,445 / 日	¥1,171 / 日	¥103,230 / 月
3	¥785 / 日	¥1,445 / 日	¥1,171 / 日	¥105,431 / 月
4	¥853 / 日	¥1,445 / 日	¥1,171 / 日	¥107,539 / 月
5	¥920 / 日	¥1,445 / 日	¥1,171 / 日	¥109,616 / 月

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

第3段階② 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万を超え、課税年金の総額が120万円以上

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 / 日	¥1,360 / 日	¥820 / 日	¥87,606 / 月
2	¥714 / 日	¥1,360 / 日	¥820 / 日	¥89,714 / 月
3	¥785 / 日	¥1,360 / 日	¥820 / 日	¥91,915 / 月
4	¥853 / 日	¥1,360 / 日	¥820 / 日	¥94,023 / 月
5	¥920 / 日	¥1,360 / 日	¥820 / 日	¥96,100 / 月

第3段階① 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万を超え、課税年金の総額が120万円未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 / 日	¥650 / 日	¥820 / 日	¥65,596 / 月
2	¥714 / 日	¥650 / 日	¥820 / 日	¥67,704 / 月
3	¥785 / 日	¥650 / 日	¥820 / 日	¥69,905 / 月
4	¥853 / 日	¥650 / 日	¥820 / 日	¥72,013 / 月
5	¥920 / 日	¥650 / 日	¥820 / 日	¥74,090 / 月

第2段階 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 / 日	¥390 / 日	¥420 / 日	¥45,136 / 月
2	¥714 / 日	¥390 / 日	¥420 / 日	¥47,244 / 月
3	¥785 / 日	¥390 / 日	¥420 / 日	¥49,445 / 月
4	¥853 / 日	¥390 / 日	¥420 / 日	¥51,553 / 月
5	¥920 / 日	¥390 / 日	¥420 / 日	¥53,630 / 月

第1段階 住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥646 / 日	¥300 / 日	¥320 / 日	¥39,246 / 月
2	¥714 / 日	¥300 / 日	¥320 / 日	¥41,354 / 月
3	¥785 / 日	¥300 / 日	¥320 / 日	¥43,555 / 月
4	¥853 / 日	¥300 / 日	¥320 / 日	¥45,663 / 月
5	¥920 / 日	¥300 / 日	¥320 / 日	¥47,740 / 月

■非課税年金…遺族年金、障害者年金など 詳細はご相談下さい。 ■上記料金にオムツ代・洗濯代・水光熱費は含まれます。

■「介護サービス費」には『個別機能訓練加算Ⅰ（1日12円）』、『夜勤職員配置加算（1日13円）』

『看護職員体制加算Ⅰ（1日4円）』『看護職員体制加算Ⅱ（1日8円）』『日常生活継続支援加算（1日36円）』が含まれます。

■利用中の入院、外泊時には、1日246円加算されます。（1ヵ月に6日以内）

■入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後再び施設利用された場合に1日30円加算されます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して8.3%の額が介護職員処遇改善加算Ⅰとして上乗せされます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して2.7%の額が介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして上乗せされます。

■1ヵ月分の介護サービス費に対して1.6%の額が介護職員等ベースアップ等支援加算として上乗せされます。

■療養食を提供する場合、1食6円加算されます。（対象者のみ） ■安全対策体制加算 入所時に20円

■科学的介護推進体制加算Ⅱ～月50円が加算されます。 ■個別機能訓練加算Ⅱ（1ヶ月20円）

■施設で終末期の介護を受けた場合には死亡日に1,280円、その前・前々日に680円、3日前から30日前まで1日144円、45日前から31日前まで72円加算されます。（該当者のみ） ■ADL維持等加算Ⅰ月30円 またはADL維持等加算Ⅱ 月60円いずれかを算定

■上記の料金以外に理髪代、補助食品代、身の回り品代、医療費負担金等が利用の状況に合わせて加算されます。

お問い合わせ

〒068-1195

石狩郡新篠津村第45線北12番地

TEL 0126-57-2730

FAX 0126-57-2732

社会福祉法人 新篠津福祉会

特別養護老人ホーム

新篠津福祉園